第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保育、教育、保健、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況及び実施状況の点検・評価については、計画担当課(こども課)が中心となって、毎年度施策・事業の実施状況や実施上の課題等について把握し、事業等の評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、計画の点検・評価に対する「西原町子ども・子育て支援会議」での助言等も考慮しながら、計画の適切な進行を管理します。

さらに、計画の点検・評価の結果については町の広報誌やホームページ等により公表します。

3. 子ども・子育て支援の意義と計画の周知

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもと、子どもの最善の利益を実現する観点から、地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画について周知を図り、計画推進への参画を促します。

